

終活支援及び高齢者の孤独・孤立防止対策について

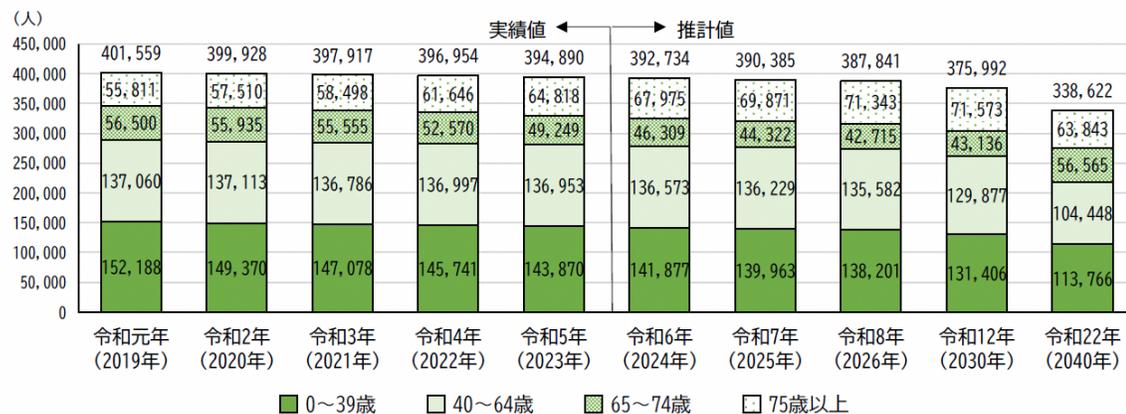
1. 高齢者を取り巻く状況

人口：391,160人

高齢化率：29.2%（令和7年8月1日現在）

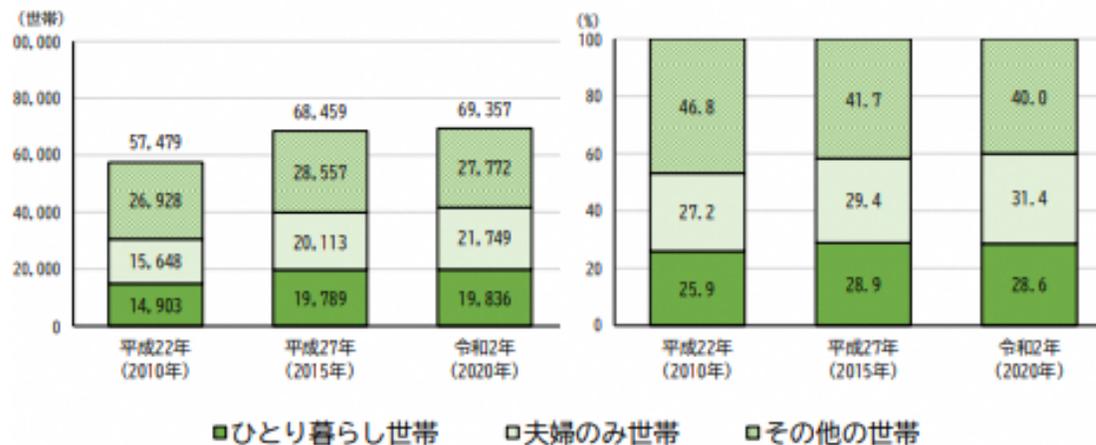
- ・「65歳以上」の高齢者人口はおおむね増加傾向
 - ・特に「75歳以上」の後期高齢者人口は令和12年度をピークに増加する見込み
- ひとり暮らしの高齢者世帯：28.6%（令和2年度）
- ・更なるひとり暮らし高齢者世帯数の増加が見込まれる

■枚方市の年齢4区分別人口の推移



資料：令和元年から令和5年までの住民基本台帳人口（各年10月1日現在）各歳データをもとにコーホート変化率法で推計

■枚方市の高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

参照：ひらかた高齢者保健福祉計画21より

2. 終活支援と高齢者の孤独・孤立防止に関する取り組み

- ・令和12年をピークに「75歳以上」の後期高齢者人口が増加するとともに、ひとり暮らし世帯の高齢者が増加することで、医療と介護の両方を必要とする人口の増加が見込まれる
- ・多死社会に向けて、高齢者自身が望む未来の暮らしを考え、備えることが必要



この様な状況を踏まえ、次の取り組みを推進

(1) 終活支援

エンディングノート・人生会議 (ACP)

(2) 持続可能な権利擁護支援

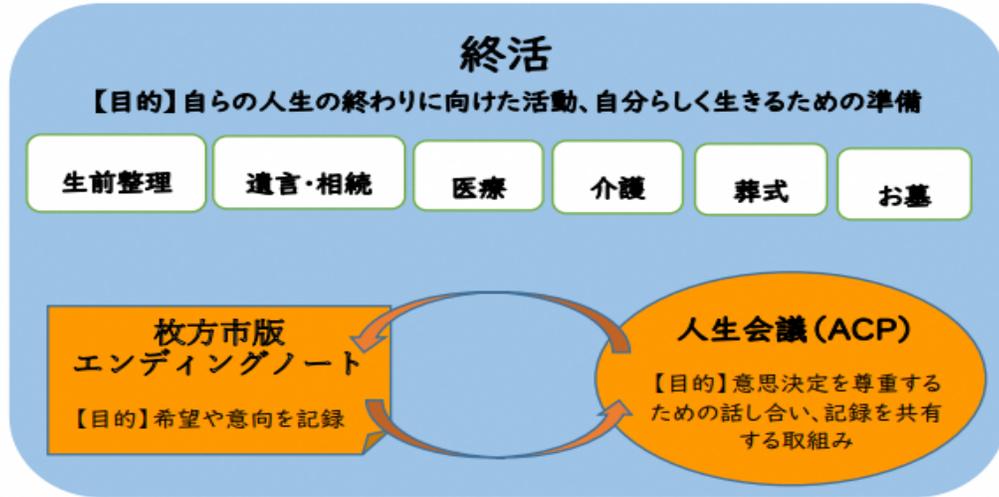
ひらかた縁デイングサポート事業

(3) 高齢者の孤独・孤立防止対策

重層的支援体制整備事業

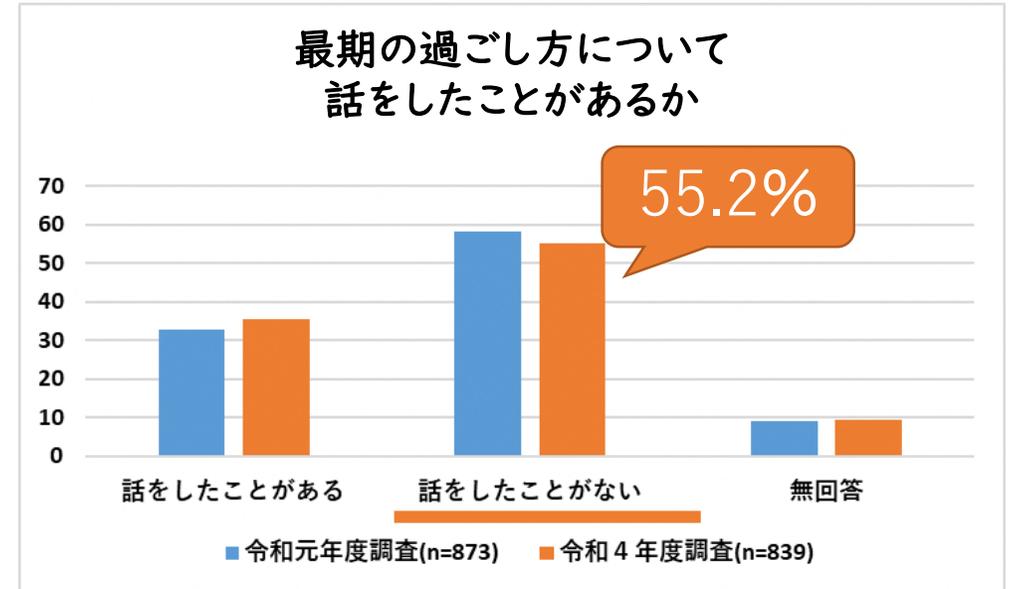
(1)終活支援

「終活」と「人生会議(ACP)」



- ・誰もが「終活」を始めることができるように「枚方市版エンディングノート」の普及啓発
- ・人生最期の過ごし方について話をする「人生会議(ACP)」の環境整備

終活支援に関する普及啓発の必要性



参照:ひらかた高齢者保健福祉計画21(第9期)

終活支援の具体的な取組み

- ① 普及啓発(冊子の配布、講習会等)
- ② 専門職向けの相談支援
- ③ 多職種による連携(地域ケア推進実務者連絡協議会)

<配布場所>

- ★健康づくり課
- ★各地域包括支援センター
- ★各街かど健康ステーション

① 普及啓発(冊子の配布)

枚方市版終活ノート
『わたしの思い手帳』

書き物

5,000部製作



セットで
活用



枚方市版
『終活まるわかりガイド』



目次	ページ
はじめに	1ページ
目次	2ページ
第1章 "終活"	3ページ
終活	4ページ
生前整理・遺言・相続	5ページ
ひらかた葬儀サポート事業	8ページ
お金や財産等の管理	15ページ
日常生活自立支援事業	16ページ
成年後見制度(任意後見・法定後見)	18ページ
介護	20ページ
医療・看取り	21ページ
住み慣れた住まいでの最期の迎え方	25ページ
お葬式・お墓	27ページ
第2章 人生会議[ACP]のすすめ	29ページ
ACP:アドバンスケア・プランニングとは?	30ページ
「人生会議」のSWHH	
「人生会議」のWho(なぜ)	31ページ
「人生会議」のWhen(いつ)	33ページ
「人生会議」のWho(だれと)-Where(どこで)	34ページ
「人生会議」のWhat(なにを)	35ページ
「人生会議」のHow(どうやって)	37ページ
第3章 あなたの周りのサポーター	39ページ
相談窓口 連絡先一覧	40ページ
地域包括支援センターの所在地と連絡先	42ページ
知ってほしい あなたの周りのサポーター	43ページ
さいごに伝えたいこと	44ページ

読み物

3,000部製作

おすすめポイント

- ★鞆に入れて携帯できるサイズ
(お薬手帳と同じ:A6版)
- ★書きやすいところから活用できる
- ★大切な人に思いを伝え、話し合う
『人生会議』ためのツールとして
活用できる

おすすめポイント

- ★各項目ごとに整理
- ★興味のあるところから見られる
- ★枚方市版の終活ガイド

① 普及啓発(講習会等:市民向け)

『人生会議』に関する普及啓発

i) 人生会議の日(11月30日)

啓発コーナーの設置

人生会議の必要性についてのポスターやリーフレットの掲示

i) 市役所別館入り口啓発コーナー



ii) ~もしもの前に伝えとこ~今やとこ!『人生会議』

第1部「~もしもの前に伝えとこ~今やとこ!『人生会議』」

講師：川邊 綾香氏

(在宅支援診療所 医療法人綾正会 かわベクリニック看護師)

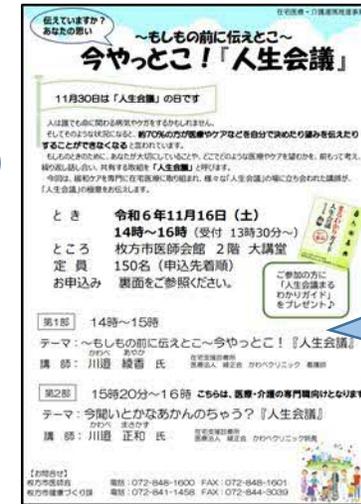
第2部「今聞いとかなあかんのとちゃう?『人生会議』」

講師：川邊 正和氏

(在宅支援診療所 医療法人綾正会 かわベクリニック院長)

参加者
107名

ii)



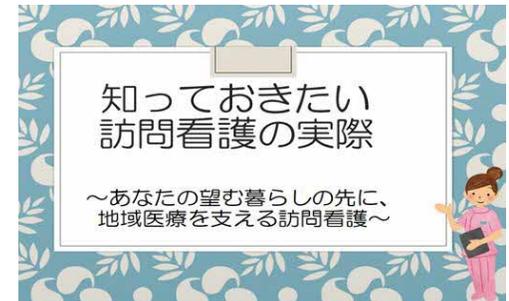
参加者の声

自らの将来や最期の迎え方をどのように望むのかを考えるきっかけとなった。

iii) 市民向け啓発動画「訪問看護の実際」

在宅の医療体制整備の重要な役割を担う訪問看護サービス利用についての解説

iii) 市ホームページでの啓発



① 普及啓発(講習会等: **専門職**向け)

適切なタイミングのサービス導入や調整等を行えるよう、専門職が「医療や介護の制度やサービス等の情報」を得るための講習会や相談支援を行っています。

『人生会議』に関する普及啓発

参加者
57名

i) 成年後見制度「制度や手続きについて、 専門家がわかりやすく解説します」

- ・知っておきたい生活とお金を守る制度～
「成年後見制度」と「こうけん ひらかた」
講師: ひらかた権利擁護成年後見センター
こうけん ひらかた 天川 尚高氏
- ・地域包括支援センターの権利擁護における役割・取組
講師: 枚方市地域包括支援センター職員
- ・診断書に必要な情報と記載方法～支援困難事例を交えた解説～
講師: 東香里病院(疾患医療センター) 藤本 宏氏

ii) かかりつけ医マップの配布

在宅での看取りを希望する際に、訪問看護サービス等につながる情報が掲載

i)

医療・介護専門職向け研修の様子



参加者の声

「成年後見制度」について、必要な導入のタイミングやポイントについて学べた。

ii)



② 専門職向けの相談支援

在宅医療・介護連携支援電話相談窓口

i) 在宅医療電話相談窓口の設置

- ・身近な圏域内で連携強化、継続を目的に、市内訪問看護ステーション管理者が相談対応

《フォロー体制を構築》

コーディネーター及び医師によるバックアップ

ii) 周知啓発

- ・周知用チラシの作成

配布先: 3師会

市内介護保険事業所

地域包括支援センター

- ・市ホームページ
- ・医療介護資源集に掲載

医療サービスと他の制度との調整方法について

令和4年度 地方市在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養支援のお困りごと、電話でお気軽にご相談ください!

医療・介護専門職向け

在宅医療 電話相談窓口

- ✓ 訪問診療や往診している医院を教えてください
- ✓ 医療系サービスと他の制度との調整方法
- ✓ 一人暮らしの方の在宅着取りを支援しているが...
- ✓ 医師との連携について
- ✓ 軽度の認知症が疑われる方の受診や支援について

このようなお悩みありませんか？
地域の訪問看護師が対応します!

開設日時：月・水・金曜日
午後1時～5時
なお、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

電話番号：080-8523-2882

【事業に関するお問合せ】
一般社団法人 地方市医師会
電話 072-848-1600
地方市 健康福祉総合相談センター
電話 072-841-1401

医師との連携
について

訪問診療や往診している医療機関を教えてください など

③ 多職種による連携（地域ケア推進実務者連絡協議会）

<地域から出された意見等>

- ・「人生会議」の理解が十分に進んでいない。【市民向け】 **1**
- ・在宅での看取りは増加しているが、「人生会議」を実践した経験を持つ事業所・担当者がまだ少ない。【専門職向け】 など **2**

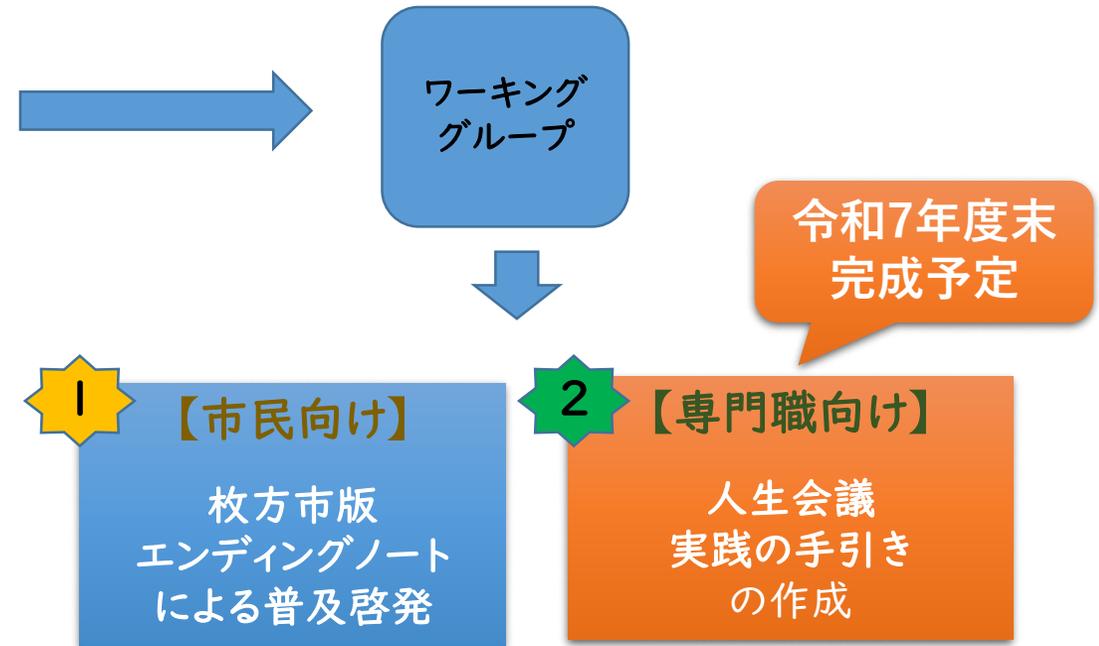
多職種による連携

地域ケア推進実務者連絡協議会

・在宅医療・介護連携の推進に向け、医療と介護の関係機関による連携会議を開催。

<構成団体>

枚方市医師会	枚方市歯科医師会
枚方市薬剤師会	枚方市訪問看護ステーション連絡会
市立ひらかた病院	枚方市デイサービス連絡協議会
枚方ソーシャルワーク研究会	枚方市グループホーム連絡協議会
枚方市地域包括支援センター	枚方寝屋川消防組合消防本部
	など



(2) 持続可能な権利擁護支援について

- ・令和4年度～ :国において『**持続可能な権利擁護支援モデル事業**』を実施
- ・令和6年度～ :新たに死後事務委任等の取り組みが追加
- ・令和6年10月～:十分な資力がないなど、民間事業者による支援を受けられない方に対し、本モデル事業を活用し、意思決定支援を確保しながら、入院・入所時の身元保証を代替する支援や、死後の事務支援を併せて提供する「**ひらかた縁ディングサポート事業**」を実施



ひらかた縁ディングサポート事業について

身寄りのない高齢者の方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金をお預かりした上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う。



4つのサービスでサポートします！

Service
01

「もしも」に備え、情報を登録！
終活情報登録
サービス

Service
02

定期的にご連絡し、見守りをします！
見守り・安否確認
サービス

Service
03

入院時や退院時もお手伝い！
入退院時等支援
サービス

Service
04

死後事務等にも対応します！
預託金による
サービス

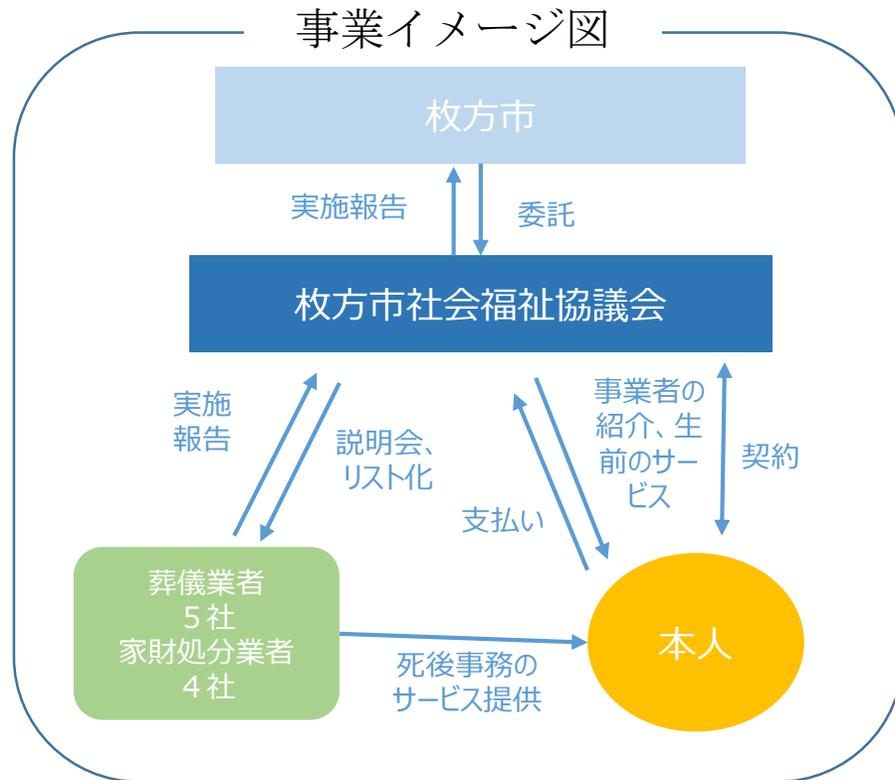
この事業を利用できる方

下記の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

- 枚方市内に居住している65歳以上の単身世帯で、支援可能な親族がいない方
(同居人や子・孫等に認知症や障害などの事情がある場合は要相談)
- 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
- 市民税非課税世帯若しくは税等を引いた月収額が16万円以下の方
- 預貯金の合計額が500万円以下の方
- 不動産を所有していない方(ただし、現在居住している自分名義の不動産は除く)
- 生活保護を受給していない方
- 4つのサービスをすべて受けることに同意いただける方

参照：事業パンフレットより

ひらかた縁デイングサポート事業イメージ及び手続き手順について



事業実績 (R7年7月31日)	
審査通過者	7人
契約者数	4人

- 01 相談・面談**
 まずはご相談ください。担当職員がお話しを伺います。面談は、数回行う場合があります。
- 02 家財処分見積**
 家財処分業者と職員が自宅へ訪問。家財処分をする場合の見積をします。(不動産を所有している場合は不要)
- 03 申込み**
 必要書類(申込書、戸籍謄本、通帳コピー他)を提出いただけます。
- 04 審査**
 相談者と社会福祉協議会が本事業の契約を結ぶにあたり、申込み内容の審査をします。
- 05 支援計画作成**
 相談者と各種サービスに関する支援計画を検討します。
- 06 遺言書作成※**
 自筆で遺言書を作成し、遺言の中で遺言執行者(※1)を定めた上で、「自筆証書遺言書保管制度(※2)」を利用いただけます。(身分証明書及び申請手数料等が必要)なお、不動産を所有している場合は公正証書遺言(※3)の作成が必要です。(公証役場へ支払う手数料が必要)
- 07 契約 預託金預かり**
 相談者と契約を結びます。契約後、預託金をお預かりします。

※1) 遺言執行者とは遺言の内容を実行する人です。遺言執行者に特別な資格などは必要ないので、原則、誰でもなることはできますが、未成年者及び破産者は遺言執行者にはなりません。

※2) 自筆証書遺言書保管制度とは、自筆の遺言書を法務局(遺言書保管所)に預ける制度です。

※3) 公正証書遺言とは、遺言者が公証人の面前で遺言内容を口伝え、それに基づいて公証人が遺言者の真意を正確に文章にまとめ作成するものです。

参照：事業パンフレットより

(3) 高齢者の孤独・孤立防止対策について

①本市における重層的支援体制整備事業について

複雑・多様化するニーズに応えるため「縦割り」を無くすには…

高齢者を含む誰一人残さず安心して生活を送ることができるよう、制度の狭間に対応するためには…

☆属性を問わない相談支援 ➡ 包括的相談を支援

➡ 多機関との連携・つなぎ

➡ つながる事が困難な方へアウトリーチ

☆参加支援 ➡ 社会とのつながりを支援

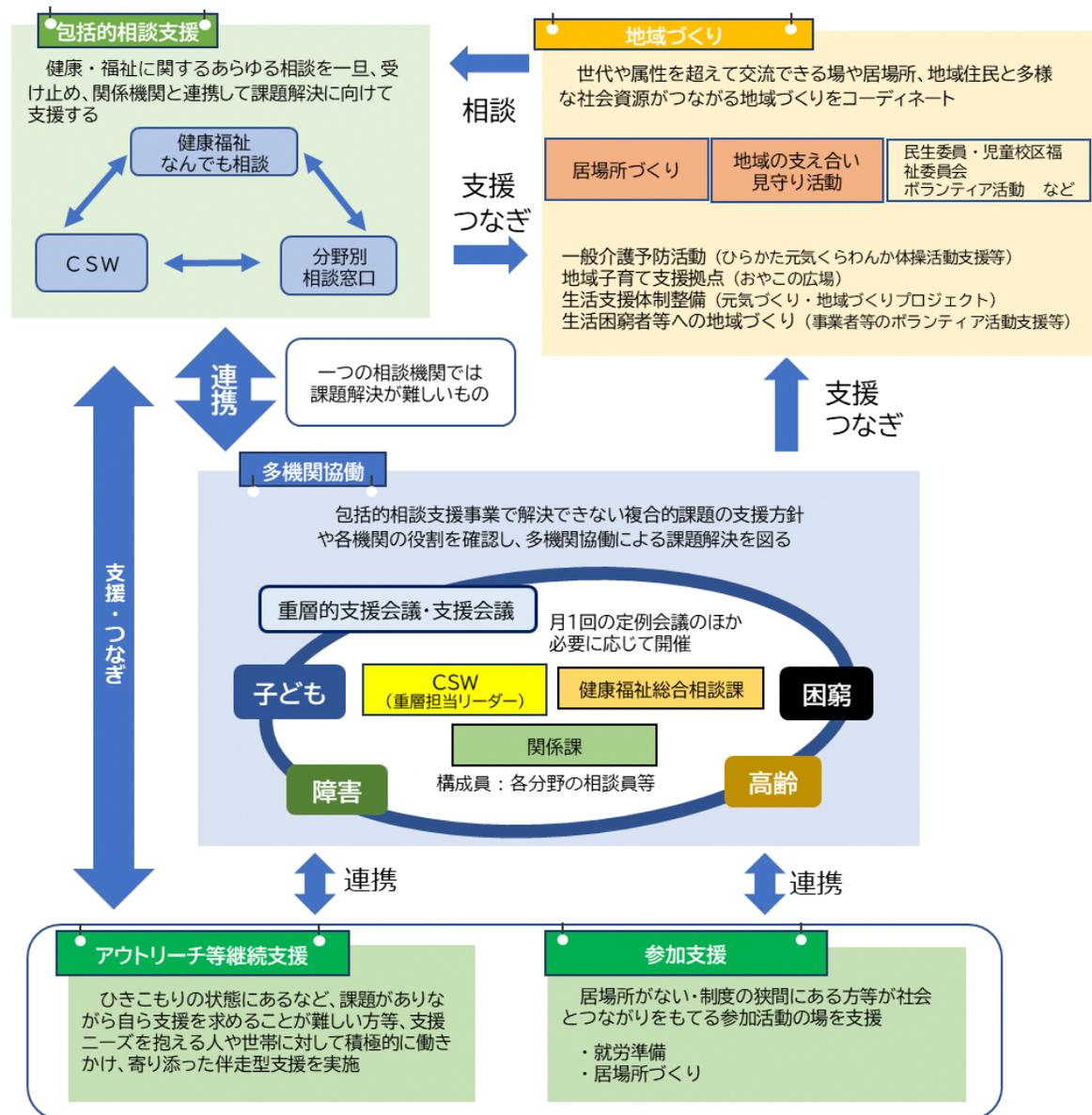
☆地域づくり支援 ➡ 住民が互いにケア・支え合う関係性の育成と居場所づくり

各支援が相互に重なり合いながら本人に寄り添い、伴走する支援体制

R4年度から

重層的支援体制整備事業

枚方市重層的支援体制整備事業のイメージ図



【R6年度実績】

重層事業	回数・人数等
CSW相談件数	9,729件
出張相談会場数	26ヶ所
重層的支援会議	62回
参加支援参加者	301人
アウトリーチ件数	512件



包括的相談支援状況

参照：枚方市地域福祉計画（第5期）より

重層的支援会議 ケース事例1 ～ 生活困窮状態にある親子(ひきこもり) ～

世帯類型	相談経路	テーマ
主、長女の2人世帯	生活困窮部署	生活困窮状態にある親子(ひきこもり)の支援について
相談経緯／本人の主訴・状況	対応結果・方針	関係機関
<p>(主)80代、長女50代の2人世帯。持ち家(長女名義、ローン有)在住。(主)認知症進行中。長女は5年程度ひきこもり状態となっている。</p> <p>(主)の年金収入と長女の就労収入で生活していたが、平成〇年頃から長女が就労出来なくなった。最近となって預貯金も底を尽き、生活に困窮したため、(主)が相談に来所される。他に利用できる制度がないため、生活保護の申請を促したが、(主)が持ち家の処分等に強い拒否をしており、なかなか保護の申請に至らなかった。また認知症の影響により、何度も来所され、繰り返し同様の説明を行う状況になっていた。</p>	<p>困窮担当者、社協CSWが中心となって、長女への熱心な働きかけを繰り返すことにより、長女との信頼関係を構築、生活保護担当者との連絡・調整を行った。</p> <p>(主)の強い希望である持ち家について、引き続き現在の家に住めるように手続きのフォローを行った。結果、(主)世帯について保護申請を行い、受給開始、持ち家についてもリースバックにより引き続き居住出来るようになった。現在は、長女が金銭管理等を行い、(主)の医療機関への受診、介護サービスの導入が実現し、生活は安定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・介護保険事業所 ・生活福祉課 ・社会福祉協議会 ・健康福祉総合相談課

重層的支援会議 ケース事例2 ～ ヤングケアラーへの支援 ～

世帯類型	相談経路	テーマ
ひとり親世帯(現に配偶者のいない65歳未満の者と20歳未満の子のみ(養子含む))	生活困窮部署 社会福祉協議会	ヤングケアラー
相談経緯／本人の主訴・状況	対応結果・方針	関係機関
<p>(主)40代、夫50代、子供3人(高校生、中学生、小学生)の5人世帯。(主)が脳梗塞となり入院、障害が残った。退院後、夫から(主)に対する態度が徐々にきつくなり、その後、夫が失踪、行方不明となる。主たる生計者の失踪による生活困窮により相談となった。</p> <p>(主)が脳梗塞の後遺症により、自立した生活が困難な状態であったため、高校生の長女が家事をしており、いわゆるヤングケアラーの状態になっていた。</p>	<p>困窮担当者、社協CSWが中心となって、各制度の案内を行った。困窮状態は保険金の受領により解消された。その後、障害・介護サービスの導入やひとり親ヘルパーの利用など、(主)の日常生活自立に向けての手続きを行い、ヤングケアラー状態の解消に努めた。</p> <p>今後は担当ケアマネージャーが(主)らの日常生活を注視し、何か問題があれば重層担当者との情報共有を図り、対処する体制を構築している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業所 ・社会福祉協議会CSW ・子ども支援課 ・障害支援課 ・健康福祉総合相談課 ・小・中学校 ・SSW

(4) 今後の事業展開について

①終活支援について

高齢者が可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、今をより良く生きるために、終活支援として、市民への普及啓発に努める。また、医療と介護に関する専門職との連携による環境整備を充実させ、更なる終活支援及び『人生会議』に関する取組みを推進する。

②ひらかた縁ディングサポート事業について

現在、国において、身寄りのない高齢者に対する支援について、制度のあり方を検討しており、来年度には方向性が示される予定。動向について注視するとともに、引き続き、事業の充実に向け取り組み。

③重層的支援体制整備事業について

現在、国において、重層的支援体制整備事業に関する補助金の見直しが検討されており、その動向について注視しながら、CSWの充実を図るなど重層的支援体制のさらなる強化を目指す。